身体拘束等廃止　フローチャート

障がい関係施設

身体拘束等が必要と考えられる事態発生

夜間及び突発的・緊急時

切迫性・非代替性・一時性の3要件を満たしているかを含め、身体拘束等の要否を、複数職員で確認・検討

↓

ご利用者に説明

↓

身体拘束実施・記録

↓

施設長に報告

↓

ご家族等に報告・説明

↓

施設長・サービス管理責任者・課長・主任
副主任・看護師・倫理委員（身体拘束等適正化検討委員）等で

↓

ご利用者及びご家族等に説明

↓

個別支援計画に記載

緊急やむを得ない身体拘束に関する承諾書発行

左記以外の状況

切迫性・非代替性・一時性の3要件を満たしているかを含め、身体拘束等の要否を、施設長・サービス管理責任者・課長主任・副主任・看護師・倫理委員（身体拘束等適正化検討委員）等により、確認・検討

↓

ご利用者及びご家族等に説明

↓

個別支援計画に記載

緊急やむを得ない身体拘束に関する承諾書発行

↓

身体拘束実施・記録

↓

施設長・サービス管理責任者・課長・主任・副主任・看護師・倫理委員（身体拘束等適正化検討委員）等で再検討

緊急やむを得ない身体拘束等に関する経過観察・再検討記録の記載

個別支援計画の見直し・再策定

↓

ご利用者及びご家族等に説明・報告

↓

身体拘束廃止